

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-139943

(P2012-139943A)

(43) 公開日 平成24年7月26日(2012.7.26)

(51) Int.Cl.

**B42D 1/00 (2006.01)**

F I

B 4 2 D 1/00

テーマコード (参考)

H

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2011-284 (P2011-284)  
 (22) 出願日 平成23年1月4日(2011.1.4)

(71) 出願人 511005000  
 プレステック株式会社  
 東京都文京区湯島三丁目10番7号 NO  
 Vビル4階  
 (74) 代理人 100084582  
 弁理士 松井 晃一  
 (72) 発明者 富岡 良成  
 東京都文京区湯島三丁目10番7号 NO  
 Vビル4階 プレステック株式会社内

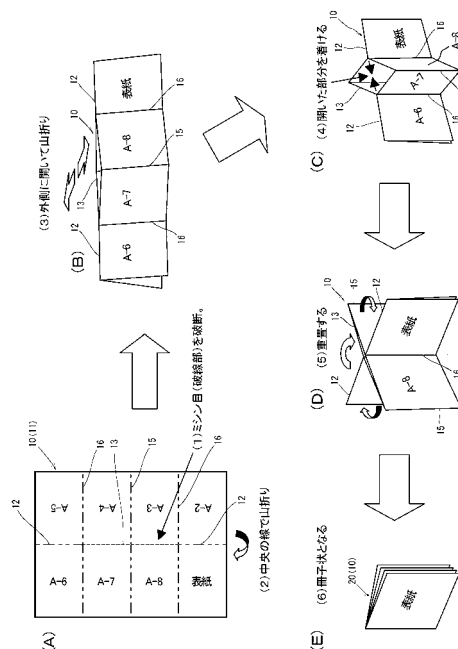
(54) 【発明の名称】 印刷物

(57) 【要約】

【課題】 最初は単一の紙葉の形態なので、新聞への折り込み等が容易であり、配布のあとは折畳めば冊子状になる、また、通常の書籍と同様にページ線りが可能で、所謂永久保存版とも成り得る印刷物を提供する。

【解決手段】 紙葉 11 が、例えば横方向について左右 2 区分、縦方向について例えば 4 区分されている。横方向に並ぶ区分の組のうち、紙葉の両端の組については、その境界に山折り線 12 が形成されている。残りの組の境界については、ミシン目 13 が形成されている。縦方向に並ぶ 4 区分については、その境界に山折り線 15 と谷折り線 16 とが交互に形成されている。ミシン目 13 が破断され、これに続く山折り線 12 と一緒に山折りされる。更に、縦方向に並ぶ四つの区分の山折り線 15 と谷折り線 16 とが夫々折畳まれ、これら折畳み部分が重畳され、冊子状書物 20 が形成される。

【選択図】 図 1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

紙葉が、その縦方向又は横方向の一方については二つに、他の方向については所定数に区分され、

前記一方の方向に二つに区分され並んでいる区分のうち、この紙葉の両端で並ぶ区分については、その境界に山折り線が形成され、

この両端以外で並ぶ区分については、その境界にミシン目が形成され、

前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分については、その境界に山折り線と谷折り線とが交互に形成され、

前記ミシン目が破断され、該破断されたミシン目部分と、前記紙葉の両端で並ぶ区分について形成されている山折り線の部分とが山折りされ、

前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分について交互に形成されている山折り線と谷折り線とが夫々折畳まれ、

これら折畳まれた部分が重畳され、この紙葉が冊子状に形成されることを特徴とする印刷物。

**【請求項 2】**

紙葉が、その縦方向又は横方向の一方については二つに、他の方向については所定数に区分され、

前記一方の方向に二つに区分され並んでいる区分のうち、この紙葉の両端で並ぶ区分については、その境界に山折り線が形成され、

この両端以外で並ぶ区分については、その境界が破断されており、

前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分については、その境界に山折り線と谷折り線とが交互に形成され、

前記破断されている境界部分と、前記紙葉の両端で並ぶ区分について形成されている山折り線の部分とが山折りされ、

前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分について交互に形成されている山折り線と谷折り線とが夫々折畳まれ、

これら折畳まれた部分が重畳され、この紙葉が冊子状に形成されることを特徴とする印刷物。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は印刷物に関する。詳しくは、通常の冊子のように綴じ込み等を行うことが不要で、単に折畳むだけで、単一の紙葉の形態から冊子状の書物へと変形させることが可能な印刷物に関する。

**【背景技術】****【0002】**

情報伝達や宣伝の媒体として、古来から紙葉が使用されている。情報伝達や宣伝の媒体は、その後、有線、無線の通信からインターネットに至るまで、種々案出されて来た。にも拘わらず、紙葉は、今なお情報伝達や宣伝の媒体として有用である。

紙葉の利用法は、大きく分けて二通りある。一つは、単一の紙葉としてその儘使用することであって、チラシがその典型例であり、新聞に折り込まれたり、各戸の郵便受けに投入されたりする。これらは、例えばマンション販売の宣伝とか、宅配サービスの宣伝とかに良く利用されている。

**【0003】**

他の一つは、冊子とすることである。ここに冊子とは、卷子本（巻物）以外の本の総称であり、現在普通の本として身近である洋装本のほか、粘葉装・綴葉装などの和装本、経典として用いられる折本などが存在する（広辞苑第5版より）。

これら冊子は古くから存在する。従って、技術的には成熟分野とも言えるが、今なお新しい出願が見られる（特許文献1, 2）。

10

20

30

40

50

## 【0004】

単一の紙葉は、製造作業が容易である。印刷すれば、それで作業完了だからである。しかも、上述したように、新聞に折り込んだり、各戸の郵便受けに投入したりでき、配布も簡単である。それ故、日常生活では、情報伝達、宣伝の媒体として今なお活用されている。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0005】

【特許文献1】特開2009-269221号公報

【特許文献2】実用新案登録第3159240号公報

10

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0006】

しかし、単一の紙葉は、盛り込まれる情報量がそれほど多くない。それなのに、意外に場所を取る。即ち、製本された普通の本よりかなり嵩張る。それ故、紙面の大きいチラシだったりすると、両手で広げて見ることになる。これは扱いにくい。

一方で、折畳めば嵩は小さくなる。しかし、そうしたのでは、逆に閲覧がしにくくなる。例えば地図の場合、普通は先ず左右方向に蛇腹に折畳み、それから上下を真中の部分に重畳する。しかし、こうしたのでは、普通の本のように、順にページ繰りをして各ページを閲覧して行く、というような操作は出来ない。

20

勿論、製本すればこの問題は解決する。しかし、製本するにはそれなりの費用（工数）が掛かる。また、厚みが増すので新聞に折り込んだりすることが難しくなる。

## 【0007】

本発明の目的は、このような課題を解決することにある。即ち、最初は単一の紙葉の形態を採ることが出来、一方で、配布の後は冊子状とすることが出来る、そういう印刷物を提供することにある。

また、製本に比べ手間が掛からない折畳みの作業だけで、冊子状の書物とすることが可能な、そういう印刷物を提供することにある。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0008】

上記目的達成のため、請求項1の発明では、紙葉が、その縦方向又は横方向の一方については二つに、他の方向については所定数に区分され、前記一方の方向に二つに区分され並んでいる区分のうち、この紙葉の両端で並ぶ区分については、その境界に山折り線が形成され、この両端以外で並ぶ区分については、その境界にミシン目が形成され、前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分については、その境界に山折り線と谷折り線とが交互に形成され、前記ミシン目が破断され、該破断されたミシン目部分と、前記紙葉の両端で並ぶ区分について形成されている山折り線の部分とが山折りされ、前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分について交互に形成されている山折り線と谷折り線とが夫々折畳まれ、これら折畳まれた部分が重畳され、この紙葉が冊子状に形成される。

30

## 【0009】

また、請求項2の発明では、紙葉が、その縦方向又は横方向の一方については二つに、他の方向については所定数に区分され、前記一方の方向に二つに区分され並んでいる区分のうち、この紙葉の両端で並ぶ区分については、その境界に山折り線が形成され、この両端以外で並ぶ区分については、その境界が破断されており、前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分については、その境界に山折り線と谷折り線とが交互に形成され、前記破断されている境界部分と、前記紙葉の両端で並ぶ区分について形成されている山折り線の部分とが山折りされ、前記他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分について交互に形成されている山折り線と谷折り線とが夫々折畳まれ、これら折畳まれた部分が重畳され、この紙葉が冊子状に形成される。

40

## 【発明の効果】

50

## 【 0 0 1 0 】

本発明によれば、最初は単一の紙葉の形態を採れる。従って、新聞に折り込んで配布等をする場合に便利である。一方で、折畳めば冊子状の書物となる。それ故、ページ繰りが可能になり、閲覧がし易い。しかも、折畳みで嵩が小さくなる。それ故、取扱いが容易になり、所謂永久保存版にも為し得る。そういう印刷物が実現出来る。

また、折畳みという作業だけで冊子状になる。それ故、通常の製本のような費用、手間を掛けなくても、冊子状の書物が得られる。従って、例えば薬の効能書きとか、商品の取扱説明書など、商品の箱に同封するような簡易な書物を製作するのに好適である。

## 【 0 0 1 1 】

なお、ミシン目を破断するには、それなりの工数が掛かる。この点で、紙葉の両端以外で並ぶ区分の境界が、請求項2の発明のように最初から破断されていると、その分、折畳みの工数が少なくなる。従って、この構成は、前記薬の効能書きとか、商品の取扱説明書など、商品の箱に同封するような簡易な書物を製作するのに適している。

一方で、この境界が最初から破断されていると、この部分が口を開け易くなり、新聞への折り込みや郵便受けへ投函したりする際に、紙葉が撚れ易くなる。

従って、こういう用途の場合は、請求項1の発明のように、この境界にミシン目が形成されている構成が適している。

何れの構成を適用するかは、印刷物の用途による。

## 【 図面の簡単な説明 】

## 【 0 0 1 2 】

【 図 1 】 請求項1の発明の第一の実施の形態例たる印刷物10を示す。このうち、分図(A)は単一の紙葉の状態を示す平面図。分図(B)は破断されたミシン目13と、これに続く山折り線12のところで紙葉11が山折りされ、ミシン目13の部分が外側に開かれて、区分A-7とA-8の境界、及び反対側の区分A-3とA-4の境界が山折り(15)されて行く過程を示す斜視図。分図(C)は、前記各境界の山折り(15)が更に進められ、開いた部分の内側の、対向する面が着けられて行く過程を示す斜視図。分図(D)は、表紙とA-2から成る折畳み部分に、他の折畳み部分が重畳されて行く過程を示す斜視図。即ち、区分A-3とA-4、区分A-5とA-6、区分A-7とA-8から成る各折畳み部分が、表紙と区分A-2から成る折畳み部分に重畳されて行く過程を示す斜視図。分図(E)は、ここまでの折畳みで、印刷物10が冊子状20とされた状態を示す斜視図。

【 図 2 】 請求項1の発明の第二の実施の形態例たる印刷物30を示す。分図(A)は単一の紙葉の状態を示す平面図。分図(B)は破断されたミシン目13とこれに続く山折り線12のところで紙葉が山折りされ、ミシン目13の部分が外側に開かれ、区分A-9とA-10の境界、区分A-11とA-12の境界、反対側の区分A-3とA-4の境界、及び区分A-5とA-6の境界が少し山折り(15)されて行く過程を示す斜視図。分図(C)は、前記各境界の山折り(15)が更に進められ、表紙とA-2から成る折畳み部分に、他の折畳み部分が重畳されて行く過程を示す斜視図。

## 【 発明を実施するための形態 】

## 【 0 0 1 3 】

以下、本発明の詳細を、先ずは、図1に示した第一の実施の形態例たる印刷物10に基いて説明する。ここで、分図(A)は、単一の紙葉の状態の印刷物10を平面図で示す。

この印刷物10は、その素材である紙葉11が、横方向には二つに区分され、また、縦方向には四つに区分されている。なお、紙葉11に印刷を施したのが印刷物10であり、図面上は区別が出来ない。そこで、印刷物を表す符号10の後に、括弧書きで素材たる紙葉を表す符号11を付す。

上記横方向が、請求項に言う一方の方向に当る。縦方向が、請求項に言う他方の方向に当たる。また、四つに区分されていることが、請求項に言う所定数に区分されていることに当る。

## 【 0 0 1 4 】

ここで、請求項に言う、一方の方向に二つに区分され並んでいる区分に当るのは、区分 A - 6 と A - 5、区分 A - 7 と A - 4、区分 A - 8 と A - 3、表紙と区分 A - 2 の、夫々の区分の組である。

そして、これら並んでいる夫々の区分の組のうち、この紙葉 10 の上端と下端で並ぶ区分 A - 6 と A - 5、表紙と A - 2 については、夫々の境界に山折り線 12 が形成されている。

また、この両端以外で並ぶ区分 A - 7 と A - 4、区分 A - 8 と A - 3 については、夫々の境界にミシン目 13 が形成されている。

【0015】

また、請求項に言うところの、他の方向に所定数に区分されて並ぶ区分に当るのは、区分 A - 6、A - 7、A - 8、及び表紙であり、また、区分 A - 5、A - 4、A - 3、及び A - 2 である。

10

これら各区分の境界には、山折り線 15 と谷折り線 16 とが交互に形成されている。

なお、各区分には、冊子状の書物にされたときの表紙や、各ページの内容が印刷される。図に「表紙」と表示されている区分が、文字通り表紙になる区分で、ここに表紙の内容が印刷される。また、この表紙を第 1 ページとして、区分 A - 2 ~ A - 8 に、第 2 ページ ~ 第 8 ページの各内容が印刷される。各区分の印刷の向きは、表紙、A - 2 ~ A - 8 の各符号の向きと同じである。

また、ミシン目 13、山折り線 12、15、谷折り線 16 は、例えばパーフォレーターで形成される。

20

【0016】

この印刷物 10 は以下の如くして、折畳み、重畳される。即ち、先ずミシン目 13 が破断される(分図(A)の注記(1))。破断されたミシン目 13 と、紙葉 11 の上下両端で並ぶ、区分 A - 6 と A - 5、表紙と A - 2 について形成されている、各山折り線 12 が一緒に山折りされる(分図(A)の注記(2))。この山折りで、印刷物 10 は二つ折りになる(分図(B))。

次いで、破断されたミシン目 13 の部分が外側に開かれ、山折りされる(分図(B)注記(3))。ここで山折りになるのは、区分 A - 7 と A - 8 の境界の山折り線 15、及び裏側の区分 A - 3 と A - 4 の境界の山折り線 15 である。このとき、これらの区分の外側の各谷折り線 16 は、文字通り谷折りされる。

30

【0017】

山折りと谷折りは更に続けられる。ここで開かれて行った部分の内側の面が相互に着けられる(分図(C)注釈(4))。これで、各区分が折畳まれる(分図(D))。折畳まれるのは、表紙と区分 A - 2、区分 A - 3 と A - 4、区分 A - 5 と A - 6、区分 A - 7 と A - 8 である。

これら折畳まれてなる各部分が、線 C を中心にして回動される(分図(D))。これにより、区分 A - 3 と A - 4、区分 A - 5 と A - 6、区分 A - 7 と A - 8 から成る各折畳み部分が、表紙と区分 A - 2 からなる折畳み部分に重畳される(分図(D)注釈(5))。これで印刷物 10 は冊子状の書物 20 となる(分図(E)及び注釈(6))。

【0018】

40

図 2 に請求項 1 の発明の第二の実施の形態例たる印刷物 30 を示す。この図 2 の分図(A)、(B)、(C)は、図 1 の分図(A)、(B)、(C)と同様の各状態を示す。これら分図で、第二の実施の形態例の印刷物 30 の構造は理解され得ると解す。よって、図 1 の分図(D)、(E)に相当する図は表示しない。

この実施の形態例の印刷物 30 では、紙葉 11 を、縦方向に六つに区分している。即ち、請求項に言う所定数を 6 にしている。ページ数を増やしたいときは、この所定数を更に増やす。

この実施の形態例の印刷物 30 では、ページ構成は、表紙から A - 12 迄の 12 ページとなり、区分 A - 3 と A - 4、区分 A - 5 と A - 6、区分 A - 7 と A - 8、区分 A - 9 と A - 10、区分 A - 11 と A - 12 とが、夫々折畳みされる。その後は、図 1 (D) と

50

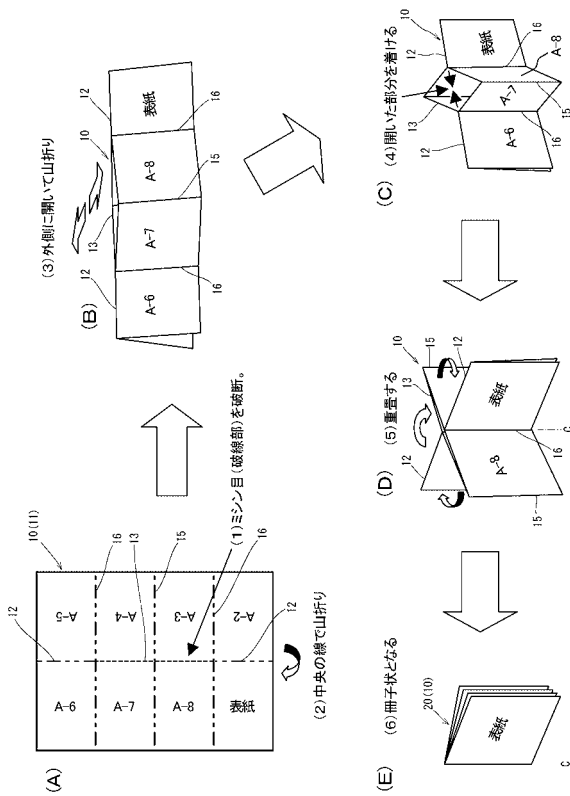
同様に重畳され、図1(E)と同様に冊子状の書物となる。

【符号の説明】

【0019】

- 10...印刷物(第1の実施の形態例)
- 11...紙葉
- 12...山折り線
- 13...ミシン目
- 15...山折り線
- 16...谷折り線
- 20...冊子状の書物
- 30...印刷物(第2の実施の形態例)
- C...回動中心

【図1】



【図2】

